

議案第 22 号

八幡浜市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 25 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市駐車場条例の一部を改正する条例

八幡浜市駐車場条例（平成 17 年条例第 175 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定中太枠で囲まれた部分を同表の改正後の欄に掲げる規定中太枠で囲まれた部分に示すように改める。

改正後		
別表第1		
名称	位置	駐車できる自動車の種類
八幡浜市新川駐車場	八幡浜市本町橋右岸から沖の橋右岸までの541メートルの区域地先河川敷地内	普通自動車、小型自動車及び軽自動車（積載貨物を含め、長さ5メートル以下のものに限る。）とする。
八幡浜市駅前駐車場	J R八幡浜駅前広場	
八幡浜市沖新田駐車場	八幡浜市沖新田1581番地20	
八幡浜市北浜駐車場	八幡浜市北浜一丁目1590番地1	
八幡浜市朝潮橋駐車場	八幡浜市北浜一丁目1590番地20及び字沖新田1526番地240	
八幡浜市中央駐車場	八幡浜市182番地1及び182番地3	
八幡浜市新町角駐車場	八幡浜市字高須1454番地1及び1446番地3	
八幡浜市千代田町ちゃんぼん駐車場	八幡浜市字川通1472番地30、31及び34	
八幡浜市新町西駐車場	八幡浜市字新町433・434番地9	
(略)		

別表第2			
区分		使用料	
(略)			
定期駐車以外の駐車をする場合	(略)		
	八幡浜市駅前駐車場	駐車を開始した時刻から30分を超えたときから起算して、1回30分までごとに	1台につき 60円 駐車した時刻から24時間までごとに 上限額1,000円
	八幡浜市中央駐車場		1台につき 60円 駐車した時刻から24時間までごとに 上限額1,000円 回数駐車券による場合は、60円券30枚分1,500円
	八幡浜市新町角駐車場		
	八幡浜市千代田町ちゃんぼん駐車場		
八幡浜市新町西駐車場			
(略)			

改正前		
別表第1		
名称	位置	駐車できる自動車の種類
八幡浜市新川駐車場	八幡浜市本町橋右岸から沖の橋右岸までの541メートルの区域地先河川敷地内	普通自動車、小型自動車及び軽自動車（積載貨物を含め、長さ5メートル以下のものに限る。）とする。
八幡浜市駅前駐車場	J R八幡浜駅前広場	
八幡浜市沖新田駐車場	八幡浜市沖新田1581番地20	
八幡浜市北浜駐車場	八幡浜市北浜一丁目1590番地1	
八幡浜市朝潮橋駐車場	八幡浜市北浜一丁目1590番地20及び字沖新田1526番地240	
八幡浜市中央駐車場	八幡浜市182番地1及び182番地3	
八幡浜市新町角駐車場	八幡浜市字高須1454番地1及び1446番地3	
八幡浜市千代田町ちゃんぼん駐車場	八幡浜市字川通1472番地30、31及び34	
(略)		

別表第2			
区分		使用料	
(略)			
定期駐車以外の駐車をする場合	(略)		
	八幡浜市駅前駐車場	駐車を開始した時刻から30分を超えたときから起算して、1回30分までごとに	1台につき 60円 駐車した時刻から24時間までごとに 上限額1,000円
	八幡浜市中央駐車場		1台につき 60円 駐車した時刻から24時間までごとに 上限額1,000円 回数駐車券による場合は、60円券30枚分1,500円
	八幡浜市新町角駐車場		
	八幡浜市千代田町ちゃんぼん駐車場		
(略)			

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

八幡浜市新町西駐車場の新設に伴い、所要の改正を行うため。

